

表彰等に関する訓令の施行に伴う表彰等取扱要綱の制定について（例規）

最終改正 令和6.3.8 例規務第3号
京都府警察本部長から各部長、各所属長あて

このたび、京都府警察本部訓令第5号をもつて表彰等に関する訓令（以下「訓令」という。）を制定し昭和38年6月1日から施行することとなつたが、訓令の円滑な実施をはかるため、事務取扱いの細部については、下記のとおり表彰等取扱要綱に基づいて処理することとしたので、事務取扱い上誤りのないようにされたい。

表彰等取扱要綱

この要綱は、表彰等に関する訓令（以下「訓令」という。）の実施について必要な事項を定めることを目的とする。

第1 部内表彰

1 一般表彰（犯罪検挙等具体的な功績）

訓令第2条第3項、第4項および第5項に基づく表彰の選考および取扱いは、次による。

(1) 選考基準

ア 個々具体的な功労または業績が真に表彰に価すると認められるもの。

イ 技能、考査および研修成績については、その対象となつた事案の規模、性質、内容等が特に表彰に価すると認められる場合に限る。

(2) 上申要領

ア 様式第1号により上申すること。

イ 同一事案で2名以上又は2部署以上を上申するときは、その功労又は業績の順位を明らかにし、協力関係及び個々の功労又は業績の内容を簡明に記載すること。

ウ 所属を異にする2人以上の者又は事案を他の所属に引き継いだ者については、原則として、その功労の対象となつた事案を処理した所属長が上申すること。

2 永年勤続者表彰

訓令第2条第3項第10号の規定による永年勤続者表彰の種別及び取扱いは、次による。

(1) 種別

ア 満30年勤続表彰（賞詞）

イ 満20年勤続表彰（賞誉）

(2) 勤続年数の算定

ア 採用の日から起算し、毎年12月31日現在を基準として計算する。ただし、退職者については、退職の日をもつて計算する。この場合、1月に満たない日数については1月とする。

イ 警察庁及び他の都道府県警察の職員から引き続き京都府警察の職員となつた者は、京都府警察の職員となる以前の引き続いた警察職員としての期間を通算する。

ウ 退職後、再採用により警察職員となつた者は、前後の勤務期間を通算する。

エ 人事交流により本府警察職員が他の官庁に転出し、引き続き再び本府警察職員となつた者は、その勤続年数を通算する。

オ 公職追放により退職し、追放解除後警察職員となつた者は、前後の勤務期間を通算す

る。

カ 休職、過去5年以内に継続して3月以上の療養又は病気休暇のある者は、その期間の2分の1を通算する。

キ 勤続年数の算定について疑義が生じたときは、その都度警務部長が決定するものとする。

(3) 欠格条件

次のいずれかに該当する者は、表彰しないことができる。

ア 過去に懲戒処分を受けたことのある者

イ 休職及び療養中の者

ウ 非常勤職員

(4) 上申要領

ア 毎年、指定する日までにその都度指定する様式により上申すること。

イ 該当者の調査は、人事関係書類のみによることなく、本人、資料等によつて綿密に調査し、その正確を期すること。

ウ 外地及び外国勤務の経歴のある者については、再採用までの経歴を略記すること。

エ 休職、過去5年以内に継続して3月以上の療養又は病気休暇のある者は、その期間を記入すること。

(5) 表彰期日

毎年、原則として2月1日に行う。

3 優良警察職員表彰

訓令第2条第3項第7号及び同条第5項に基づく表彰の種別、選考及び取扱いは、次による。

(1) 一般優良警察職員

ア 選考基準

(ア) 勤続5年以上の者

(イ) 主として直近の勤務成績を選考要素とする。

(ウ) 平素の事件検挙等個々の事案について、表彰を受ける機会に恵まれない職種（警察官以外の職員を含む。）について十分考慮を払うものとする。

イ 欠格条件

(ア) 過去1年以内に懲戒処分を受けた者

(イ) この種の表彰を受け、3年を経過しない者

ウ 上申要領

(ア) 毎年、12月31日を基準日とし、指定する日までにその都度指定する様式により上申すること。

(イ) 上申人員は、所属の上申対象となる人員などを考慮して、その都度指示する。

(ウ) 係、職種、性別、年齢などにとらわれず真に優良な者を上申すること。

エ 表彰期日

毎年、原則として3月1日に行う。

(2) 業務別優良警察職員

ア 選考基準

- (ア) 勤続5年以上の者
- (イ) 勤務成績が優良である者
- (ウ) その都度指示する業務に従事している者

イ 欠格条件

過去1年以内に懲戒処分を受けた者

ウ 上申要領

- (ア) 毎年、12月31日現在を基準日とし、指定する日までにその都度指定する様式により上申すること。
- (イ) 上申人員は、所属の上申対象となる人員等を考慮して、その都度指示する。
- (ウ) その他上申要領については、その都度指示する。

エ 表彰期日

前記(1)に同じ。

4 退職警察職員表彰

訓令第2条第2項、第3項及び第5項による表彰の種類、選考及び取扱いは次による。ただし、退職に際し警視正以上に昇任した者は除く。

(1) 警察功績章

ア 選考基準

- (ア) 30年以上勤続した警視又は警部（これに相当する一般職員を含む。）
- (イ) 30年以上勤続した警部補（これに相当する一般職員を含む。）以下の職員で、次のいずれかに該当するもの
 - a 警察庁長官又は近畿管区警察局長の賞詞を受けたことのある者
 - b 本部長の行う一般優良警察職員表彰を受けたことのある者
 - c 前記各表彰に相当すると認められる表彰を受けたことのある者
 - d 警察庁長官の全国優秀警察職員表彰（警察功労章）又は全国優良警察職員表彰（賞詞）の候補者として本部長から上申されたことのある者

イ 欠格条件

次のいずれかに該当する者は、表彰しないことができる。

- (ア) 過去に懲戒処分を受けたことのある者
- (イ) 警察功労章以上の表彰を既に受けたことのある者

ウ 勤続年数の算定

永年勤続者の算定方法による。

エ 上申要領

指定する日までにその都度指定する様式により上申すること。

(2) 賞詞

ア 選考基準

- (ア) 25年以上勤続した警視又は警部（これに相当する一般職員を含む。）
- (イ) 25年以上勤続した警部補（これに相当する一般職員を含む。）以下の職員で、次のいずれかに該当するもの
 - a 警察庁長官又は近畿管区警察局長の賞詞を受けたことのある者
 - b 本部長の行う一般優良警察職員表彰を受けたことのある者

- c 前記各表彰に相当すると認められる表彰を受けたことのある者
- イ 欠格条件
過去に懲戒処分を受けたことのある者は、表彰しないことができる。
- ウ 勤続年数の算定
- エ 上申要領

いずれも前記（1）に同じ。

(3) 賞誉

ア 選考基準

20年以上勤続した職員

イ 欠格条件

ウ 勤続年数の算定

エ 上申要領

いずれも前記（2）に同じ。

5 殉職警察職員表彰

殉職警察職員表彰は、功労内容等を考慮してその都度決定する。上申は、様式第1号により行うこと。

第2 部外表彰

訓令第2条第6項による表彰の選考及び取扱いは、次による。

1 選考基準

個々具体的な功労が真に表彰に価すると認められるもの

2 上申要領

様式第4号により上申すること。

3 伝達の方法

表彰の伝達は、原則として、上申した所属長が行うものとする。

第3 即賞

訓令第3条に規定する内賞として、次により即賞を授与するものとする。

1 対象者

即賞は、訓令第2条第3項各号（第5号から第11号までを除く。）に掲げる事項のいずれかについて功労（表彰の程度に至らないものに限る。）があり、速やかに賞揚すべきであると認められる警察職員に対して授与するものとする。

2 上申要領

- (1) 所属長は、即賞を授与されるにふさわしいと認める所属職員があるときは、速やかに、当該所属職員の功労に係る業務を主管する部長（サイバー対策本部長及び市警察部長を含む。以下同じ。）に、当該功労に係る事案名、事案の概要等を報告すること。
- (2) 前記第3の2の（1）の報告を受けた部長は、当該報告に係る功労の内容が真に即賞を授与されるにふさわしいものであると認めるときは、警察本部長即賞上申書（様式第5号）により、本部長に即賞の授与を上申すること。

第4 所属長の行う褒賞等

訓令第10条の規定による所属長の行う褒賞等の取扱いは、次による。

1 取扱基準

- (1) 全体の士気と勤務意欲の高揚を図るよう配慮すること。
- (2) 表面に現われたことのみでなく地道な警察活動についての業績を考慮すること。

- (3) 一部のものに偏することなく公正に取り扱うこと。
- (4) 所属長は、特に必要がある場合は、所属職員以外の職員に感謝状等を授与することができる。この場合、受賞した職員の所属長は、所属長褒賞として取り扱い、表彰関係書類に記録すること。
- (5) 部外者に対する感謝状は、その功労の内容を十分調査し、真に価値があり、褒賞の効果が上がるよう配慮すること。

2 取扱要領

- (1) 幹部は、褒賞に該当する事案があると認めたときは、その都度様式第6号により所属長に上申すること。
- (2) 部外者の功労については、その内容を聞知し、事案を取り扱った職員が速やかに所属長に上申すること。
- (3) 年間勤務成績優良者等の同一事案で、一時に多数の者を褒賞する場合にあつては、様式第6号1枚に褒賞内容のみを記載し、受賞者名簿を添付しておくこと。

第5 副賞

訓令第4条に基づく表彰及び内賞の賞金その他の副賞の基準は、別表による。ただし、永年勤続者、退職者（死亡退職を含む。）及び殉職者の表彰の場合を除く。

別表

種 類	金 額		
賞 詞	1 件	1 人	3,000円
賞 状	1 件	1 部署	5,000円
賞 誉	1 件	1 人	2,000円
	1 件	1 部署	3,000円
感 謝 状	1 件	1 人	3,000円
	1 件	1 団体	5,000円
内 賞	1 件	1 人	1,000円
	1 件	1 部署	2,000円

様式第2号 削除

様式第 3 号 削除

年 月 末日 廃棄

京都府警察本部長 殿

第 号
年 月 日
長

警察本部長即賞上申書

1 事 案 名	
2 受 賞 対 象 者	
3 事 案 の 概 要	
4 功 労 の 内 容	
5 参 考 事 項	

担当者	
-----	--

- 注 1 この上申書の保存期間は、1年未満とする。
- 2 この様式によることができないときは、別紙に必要とする事項を記載して上申すること。
- 3 関係資料がある場合は、添付すること。

年 月 末日 廃棄

殿

年 月 日
 (係名)
 (階級・氏名)

所 属 長 褒 賞 上 申 書

1 被 褒 賞 者	係名 階級 氏名		年齢
2 件 名			
3 事 案 の 概 要			
4 褒 賞 区 分	本 部 上 申	する	しない
	褒 賞 年 月 日	年	月 日
5 備 考			

- 注 1 功労は、具体的に記入すること。
- 2 同一事案で2人以上上申のときは、格別に記入のこと。この場合事案の概要は省略してもよいが、個々の具体的功労は明確にしておくこと。
- 3 一般職員については、階級欄に職名（係長、主任等）を記載すること。